



三重県公報

平成17年4月1日(金)

第1664号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然環境室) 1
- 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(公安委員会) 2

議会規則

- 三重県議会会議規則の一部を改正する規則……………(県議会) 2

告示

- 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………(予算調整室) 3
- 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………(同) 3
- 公益法人の設立の許可……………(地域福祉室) 3
- 生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する機関の指定……………(生活保障室) 3
- 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見の概要……………(観光・交流室) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧……………(砂防室) 4
- 都市計画事業の認可……………(都市基盤室) 4
- 都市公園の供用区域の一部変更……………(同) 4
- 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき三重県が行った工事が完了した旨……………(下水道室) 5
- 三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定……………(建築開発室) 5

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧……………(N P O 室) 5
- 特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨……………(同) 6
- 同件……………(同) 6
- 同件……………(同) 7
- 同件……………(同) 7
- 同件……………(同) 7
- 同件……………(同) 8
- 同件……………(同) 8
- 同件……………(同) 9
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨……………(同) 9
- 一般競争入札を行う旨……………(マーケティング室) 9
- 指定確認検査機関の指定……………(建築開発室) 11
- 県営住宅の入居希望者の募集……………(住宅室) 11

特定調達公告

- 落札者を決定した旨……………(環境活動室) 13

お知らせ

- 企画提案書の募集……………(業務食品室) 13
- 同件……………(同) 14
- 同件……………(病院事業庁) 16

規則

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年四月一日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第四十九号

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

三重県自然環境保全条例施行規則(平成十五年三重県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
第七条第三号マ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に改め、同号ケ中「墓園」の下に「以下「都市公園等」という。】を加え、同条第十六号二中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第十一条第九号へ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に改め、同号ト中「都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園」を「都市公園等」に、「都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第四条第六項」を「都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第五条第六項」に改める。

第十三条第三号ハ中「都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園」を「都市公園等」に改める。

第二十三条第四号ウ中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に改め、「仮指定された史跡名勝天然記念物」の下に「、同法第三百三十四条第一項の規定により選定された重要な景観」を加える。

第五十一条第一号ハ⑨中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に改め、「仮指定」の下に「、同法第三百三十四条第一項の規定による重要な景観の選定」を加え、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同号ニ⑤中「都市公園法第二条第一項に規定する都市公園、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園又は都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)第二条第一項第三号に規定する公園若しくは緑地(以下「都市公園等」という。)]を「都市公園等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

平成十七年四月一日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第五十号

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例(平成十七年三重県条例第三十二号)の施行期日は、平成十七年四月一日とする。

職 令 規 則

三重県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年四月一日

三重県議会議長 岩 名 秀 樹

三重県議会議規則第一号

三重県議会議規則の一部を改正する規則

三重県議会議規則(昭和三十一年三重県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。
第九十二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第九十四条第二項中「発言した速記」を「発言」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第302号

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年三重県告示第301号）の一部を次のように変更しました。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更しついで
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第11条第1項中「わしたま市」の所に「静岡市」を加える。

附 記

1の規約は、公表の日から施行する。

三重県告示第303号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年三重県告示第302号）の一部を次のように変更しました。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更しついで
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第11条第1項中「横浜市」の所に「静岡市」を加える。

附 記

1の規約は、公表の日から施行する。

三重県告示第304号

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により、公益法人の設立を次のとおり許可しました。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 許可年月日
平成17年4月1日
- 2 法人の名称
社団法人津薬剤師会
- 3 主たる事務所の所在地
三重県津市東丸之内18番地16
- 4 法人の代表者の住所及び氏名
三重県津市東丸之内18番地16
長谷部 春彦
- 5 事業の目的
薬剤師の技能及び倫理の向上、薬業の進歩発展並びに医薬品などに対する正しい知識の普及等を図り、もって地域住民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

三重県告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する機関を指定しました。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

施術機関の名称	施術者の氏名	所在地	指定年月日	業務の種類
岡本整骨院	岡本 博昌	鳥羽市大明西町2 - 14	平成17年3月9日	柔道整復

三重県告示第306号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

大規模小売店舗の名称及び所在地
鈴鹿玉垣ショッピングセンター
鈴鹿市北玉垣町字中野801番地外60筆

三重県告示第307号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部砂防室、紀南県民局建設部及び紀宝町役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中村地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
南牟婁郡紀宝町成川字川原畑、寺ノ前及び寺ノ上
- 3 区域の土地の表示
南牟婁郡紀宝町成川字川原畑542番2の一部、542番6の一部及び610番1の一部並びに字寺ノ前611番2の一部、611番3の一部、611番4、612番、613番1の一部、613番2の一部、614番の一部、615番1の一部、616番の一部、616番1の一部、617番1、617番2の一部、618番、618番1の一部、619番の一部、620番の一部、621番の一部、621番1の一部、622番1の一部、622番6の一部、622番11の一部、622番12の一部及び622番14の一部並びに字寺ノ上1216番の一部、1216番1の一部、1218番の一部、1219番の一部、1221番の一部、1221番2の一部、1221番3の一部及び1221番4の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 施行者の名称
小俣町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
伊勢都市計画道路事業
3・4・7号下卯起宮川駅野依橋線
- 3 事業施行期間
平成17年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
三重県度会郡小俣町元町及び本町地内
 - (2) 使用の部分
なし

三重県告示第309号

三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号）第14条の2の規定に基づき、次の都市公園に係る供用区域

の一部を次のとおり変更します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 名称
亀山サンシャインパーク
- 2 位置
亀山市布気町
- 3 変更に係る区域
別図のとおり
「別図」は省略し、三重県北勢県民局鈴鹿建設部において縦覧に供します。
- 4 供用開始の期日
平成17年4月1日

三重県告示第310号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定に基づき三重県が行った工事が次のとおり完了しましたので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第8条第1項の規定により告示します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 公共下水道の名称
宮川村特定環境保全公共下水道（宮川村処理区）
- 2 幹線管渠の工事区間
宮川村大字下真手字片添63番14から大字江馬字浦デ151番まで及び大字下真手字片添63番14から大字園字寄瀬237番3までの区間
- 3 終末処理場の工事区域
宮川村大字下真手字片添17番地4ほか
- 4 工事の内容
幹線管渠及び終末処理場の設置
- 5 工事完了の期日
平成17年3月18日

三重県告示第311号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）第6条第3項第9号及び同条第7項の規定により次の公共的団体を指定します。

なお、公共的団体の指定（昭和57年三重県告示第383号）は、廃止します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 財団法人三重県交通安全協会
- 2 財団法人三重こどもわかもの育成財団
- 3 青少年育成市町村民会議
- 4 地区住民の組織する自治会で公共的活動をするもの
- 5 社団法人三重県防犯協会連合会
- 6 特定非営利活動法人三重県防災避難誘導推進協会

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成17年5月23日まで縦覧に供します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成17年3月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

NPO法人三重成年後見サポートセンター

(2) 代表者の氏名

堀尾 悦子

(3) 主たる事務所の所在地

津市高野尾町2386番地229

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）が自らの意思に基づいた日常生活が過ごせるよう、権利の擁護と財産の管理等について支援することにより高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年3月24日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人三重県文化協会

(2) 代表者の氏名

中林 博

(3) 主たる事務所の所在地

津市広明町345番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、三重県における芸術文化活動を行う団体及び個人の自主的活動の促進支援を行うとともに、芸術文化の普及振興を図り、もって県民文化の高揚に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年3月24日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会

(2) 代表者の氏名

山本 覺蔵

(3) 主たる事務所の所在地

津市桜橋一丁目649番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、三重県内の既存木造住宅の耐震診断及び耐震補強が円滑に実施できるようにするため、県民

に対する普及、啓発活動を行うと共に、木造住宅耐震診断者等による耐震診断、耐震補強を実施する体制を整備し、木造住宅の耐震化の促進及び震後対策に関する事業を行い、もって県民の生命、財産を保護することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年3月25日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人四日市学総合環境センター

(2) 代表者の氏名

朴 恵淑

(3) 主たる事務所の所在地

津市栗真町屋町1577番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、四日市市および三重県が位置する地域圏に対して、環境、教育、文化などの諸課題に関する事業を行い、もって地域圏に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年3月25日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人四日市創造ネットワーク

(2) 代表者の氏名

松井 眞理子

海山 裕之

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市諏訪栄町2番地9号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、安心して楽しく暮らせる豊かな社会を実現するために、地域資源を活用しながら自らまちづくりを行うとともに、まちづくりの基盤整備と活動のサポートを行い、もって市民社会の形成と地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年3月25日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称
特定非営利活動法人別山安全なまちづくり推進委員会

(2) 代表者の氏名
伊藤 嗣也

(3) 主たる事務所の所在地
四日市市別山四丁目1313番地

(4) 定款に記載された目的
この法人は、主に三重県四日市市別山住民に対して、地域安全活動推進に関する事業を行い、それらを軸として地域安全活動が他地域へ普及・拡大するように協力をを行い、もって『安全・安心なまちづくり』に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年3月24日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称
特定非営利活動法人伊賀の伝丸

(2) 代表者の氏名
和田 京子

(3) 主たる事務所の所在地
伊賀市上野東町2934番の11

(4) 定款に記載された目的
この法人は、地域社会に対して、多文化共生社会推進に関する事業を行い、言語・文化・習慣などの違いを超えて、人々が同じ市民として共に生きる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年3月24日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称
特定非営利活動法人一期の会

(2) 代表者の氏名
能仁 秀典

(3) 主たる事務所の所在地
安芸郡安濃町大字連部217番地

(4) 定款に記載された目的
この法人は、行政関係等（生活保護者・身元不明者・独居者等）、小規模葬儀希望者等（家族葬・密葬）を対象に、低価格の葬儀・永代供養納骨等の貢献・支援を行い、また生前中に故人の遺志を尊重し、希望する葬儀の事前相談・低価格の葬儀で安心して人生の終焉を迎えられるよう支えとなり、また地域社会への啓発活動のなかで、葬儀事前相談会・適正相談会の実施を行い、葬儀を提供する事と葬儀の活性化を図り、地域社会・地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年3月24日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人優心

(2) 代表者の氏名

野村 吉彦

(3) 主たる事務所の所在地

多気郡多気町大字荒蒔字前出184番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、近年一層の長寿社会を迎え、高齢者の健康づくりの増進と自立を助長すると共に、障害者及び障害者の家族に対しても福祉や生活に関する事業を行い、健康で生きがいを持ち地域で活動できる社会づくりや、誇りと尊厳を持ちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、明るく活力のある福祉全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年3月24日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人With A Will

(2) 代表者の氏名

名島 健

(3) 主たる事務所の所在地

津市本町26番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く地域の人々に対して、様々な生活に関する支援を行い、地域住民と共に住みやすい環境作りに寄与することを目的とする。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名称

「みえ地物一番の日」駅構内ポスター掲示委託契約

(2) 委託業務の内容

三重県が地産地消運動の一環として取り組んでいる「みえ地物一番の日」を、県民に対して広く周知するため、鉄道駅の構内において、ポスター掲示を実施します。

(3) 履行期間

平成17年5月10日から平成18年3月27日までの間の22週間

(4) 契約内容

入札説明書（仕様書）によります。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税に未納のない者であること。

3 入札者に求められる業務

入札に参加を希望する者は、入札説明書（仕様書）に示す必要書類等をアの提出期限までに、4の(1)まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

ア 書類等の提出期限 平成17年4月11日（月）午後5時まで

イ 参加資格の確認 書類提出時に書類のヒアリングを行い、確認の上決定します。

ウ 参加資格の確認結果通知 平成17年4月13日（水）までに通知します。

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農水商工部マーケティング室 担当 安田

電話 059-224-2391

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成17年4月1日（金）から同月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前8時30分から午後5時までの間に配布します。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年4月18日（月）午後1時30分

イ 場所 三重県津市栄町1丁目891 吉田山会館 第302会議室

(4) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(5) その他

入札及び契約に要する経費は、入札参加者及び落札者の負担とします。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の18第1項の規定により、次のとおり指定確認検査機関を指定しましたので、同法第77条の21第1項の規定により公示します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定を受けた者の名称及び住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定年月日
名称 株式会社トータル建築確認評価センター 住所 三重県鈴鹿市西条三丁目2-8	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第15条第1号、第2号、第9号、第10号、第13号及び第14号	三重県全域	三重県四日市市浜田町4-20	平成17年3月28日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 受付期間

平成17年4月23日（土）から同月30日（土）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成17年6月10日（金）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル内
三重県住宅供給公社（郵送のみによって受け付けます。）

3 募集する県営住宅及び戸数

建設部名	県営住宅名	戸数（優先戸数）
桑 名	川 成	1
四 日 市	あ こ ず	9（3）
	高 花 平	1
	笹 川	4（1）
	笹 川 第 2	5（1）
	河 原 田	2
鈴 鹿	高 岡 山 杜 の 郷	2
	桜 島	5（1）

津	千里(一般)	3(1)
	千里(単身可)	5(1)
	サンシャイン千里	1
	サンシャイン千里(特公賃)	9
	一身田	6(2)
	江戸橋	4(1)
	パールハイツ西丸之内	1
	神戸	2
	結城	5(1)
松 阪	大黒田	2
	五反田	1
	和屋	3(1)
	上川第2	2
	エスペラント未広(特公賃)	3
伊 勢	旭	1
	西豊浜	2
伊 賀	服部	3(1)
	木根	1
	依那具	1
	カサ上野	1
	蔵持	1
紀 北	泉	1
紀 南	井土(身体障害者用)	1
	久生屋	1
	オレンジハイツ御浜	3(1)
合 計	33団地	92(15)戸

(1) 表中の(優先戸数)は、母子世帯、老人世帯等が対象となります。

(2) 表中の(特公賃)は、特定公共賃貸住宅のことで、4の③の収入基準以上の収入を有する者を対象とする住宅です。

4 入居資格

(1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族(婚姻予定者を含みます。)があること(老人、身体障害者等については、特定の住宅に限り単身でも入居することができる場合があります。)

- (2) 三重県内に住所又は勤務先を有すること。
 - (3) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条に規定する収入基準を満たしていること。
 - (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金等を滞納している者
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用や自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金等の支払を免れたことがある者
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者(ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。)
 - エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
 - (5) 地方税を滞納していないこと。
 - (6) 連帯保証人を2人立てること。
- 5 その他
詳細については、三重県住宅供給公社住宅課(電話059-229-6050)又は三重県県土整備部住宅室住宅管理グループ(電話059-224-2703)までお問い合わせください。

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 特定役務の名称 大気汚染自動測定機器保守管理委託業務
- 2 担当部局 三重県津市広明町13番地
三重県環境森林部環境活動室(環境学習情報センター駐在)
- 3 落札者決定日 平成17年3月18日
- 4 落札者 安芸郡河芸町大字上野3258番地
財団法人三重県環境保全事業団
理事長 濱田 直毅
- 5 落札金額 101,850,000円(うち消費税及び地方消費税額4,850,000円)
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成17年2月4日

お知らせ

平成17年度メディカルバレー総合情報発信事業に係る委託契約を締結するにあたり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 公募対象業務
 - (1) 名称 平成17年度メディカルバレー総合情報発信事業
 - (2) 業務の内容
 - ア メディカルバレー構想に関する基礎情報の収集・発信
 - イ 天然資源活用調査事業
 - ウ 構想推進に向けた戦略情報の収集と提言
- 2 参加資格に関する事項
次に掲げる要件をすべて満たした者とします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
なお、名簿登録については、契約日までに登録されていなければならないこととします。
 - (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) すべての県税並びに消費税及び地方消費税において未納のない者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

- (1) 提案内容
- (2) 経費

4 説明会

企画提案を希望する者については、次のとおり説明会を開催し、説明書を交付します。

- (1) 日時
平成17年4月8日(金) 午前10時から11時まで
- (2) 場所
三重県津市広明町13番地 三重県庁講堂棟3階第131会議室

5 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案書の参加意思表示及び資格審査

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。

ア 様式及び内容 説明会で指定します。

イ 提出期限 平成17年4月13日(水) 正午まで

ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地 三重県健康福祉部薬務食品室

(2) 企画提案書の提出

次のとおり提出してください。

ア 様式及び内容 説明会で指定します。

イ 提出期限 平成17年4月22日(金) 午後3時まで

ウ 提出場所 (1)のウに同じです。

(3) 企画提案書の聴取り及び最優秀提案者の決定

企画提案書の提出後、聴取りを行い、速やかに最優秀提案者を決定し、その結果を各提案者に文書にて通知します。

(4) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提出された企画提案書は返還しません。
- (4) 提案に要する費用については、各提案者の負担とします。
- (5) 本件調達に関する事項の質疑については、書面で行うものとします。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県健康福祉部薬務食品室 担当 木平

電話 059-224-2331

ファクシミリ 059-224-2344

みえビジネスクリニック2005事業に係る委託契約を締結するにあたり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成17年4月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象業務

- (1) 名称 みえビジネスクリニック2005事業
- (2) 業務の内容
健康・福祉産業分野の企業の販路開拓支援
ア 参加企業の募集・選定

イ みえビジネスクリニック委員会の設置

ウ クリニックコースの設定・実行

エ 製品・サービスに応じた販路の開拓

2 参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
なお、名簿登録については、契約日までに登録されていなければならないこととします。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) すべての県税並びに消費税及び地方消費税において未納がない者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

- (1) 提案内容
- (2) 経費

4 説明会

企画提案を希望する者については、次のとおり説明会を開催し、説明書を交付します。

- (1) 日時 平成17年4月8日（金）午前11時から正午まで
- (2) 場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁講堂棟3階第131会議室

5 説明会後のスケジュール

- (1) 企画提案書の参加意思表示及び資格審査
企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。
ア 様式及び内容 説明会で指定します。
イ 提出期限 平成17年4月12日（火）正午まで
ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部薬務食品室
- (2) 企画提案書の提出
次のとおり提出してください。
ア 様式及び内容 説明会で指定します。
イ 提出期限 平成17年4月22日（金）午後3時まで
ウ 提出場所 (1)のウに同じです。
- (3) 企画提案書の聴取り及び最優秀提案者の決定
企画提案書の提出後、聴取りを行い、速やかに最優秀提案者を決定し、その結果を各提案者に文書にて通知します。
- (4) 委託契約の締結
最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提出された企画提案書は返還しません。
- (4) 提案に要する費用については、各提案者の負担とします。
- (5) 本件調達に関する事項の質疑については、書面で行うものとします。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部薬務食品室 朝倉
電話 059-224-2331
ファクシミリ 059-224-2344

三重県立4病院薬品管理システムを導入するに当たり、企画提案書の募集を次のとおり行います。

平成17年4月1日

三重県病院事業庁長 渡 辺 和 己

1 公募対象物品

(1) 名称

三重県立4病院薬品管理システム

(2) 場所

三重県四日市市大字日永5450-132 三重県立総合医療センター内

三重県津市城山1丁目12-1 三重県立こころの医療センター内

三重県一志郡白山町南家城616 三重県立一志病院内

三重県志摩市阿児町鷺方1257 三重県立志摩病院内

(3) 納入期限

平成17年9月30日(金)とします。

(入札関係機能を除く部分については、平成17年7月22日(金)とします。)

2 企画提案参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であることとします。

(2) 三重県病院事業庁会計規程(平成11年三重県病院事業庁管理規程第14号)第162条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であることとします。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領(平成10年4月1日施行)により指名停止を受けている期間中ではない者であることとします。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であることとします。

3 最優秀提案者決定の評価基準

企画提案参加仕様書に基づき提出された企画提案及び見積金額について内容審査を行い、総合的に評価のうえ、最優秀提案を選定します。

4 企画提案参加者に求められる義務

企画提案に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を提出しなければなりません。提出された証明書等を審査の結果、当該業務の企画提案に参加できると認められた者に限り、参加の対象とします。

(1) 納入しようとするシステムが詳細仕様書に示す仕様に適合することを証明する書類

(2) 当該システムを納入した実績(契約先、契約年月日、納入品名、型式)の有無を示す証明書

(3) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し

(4) ア又はイによる納税確認(証明)書等(発行日から起算して6月以内のものに限ります。)の写し

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)

(イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が発行したものです。)

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) 県内の事業所に賦課されるすべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)

(イ) 本店分の消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が発行したものです。)

5 企画提案参加仕様書等の配布方法

(1) 配布期間

平成17年4月1日(金)から同月14日(木)正午まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)配布します。

(2) 配布場所

三重県四日市市大字日永5450-132

三重県立総合医療センター 運営調整部 施設管理グループ 担当 高安、稲垣

電話 0593-45-2321

6 スケジュール

(1) 企画提案参加資格確認申請書の提出

企画提案に参加を希望する者は、4の(1)から(4)までの書類を次のとおり提出してください。
申請に基づき資格審査を実施し、その結果を平成17年4月15日(金)に通知します。

ア 提出期限

平成17年4月14日(木)正午まで

イ 場所

5の(2)と同じです。

ウ 方法

持参してください。

(2) 企画提案書及び見積書の提出

(1)にて企画提案に参加することができると認められた者は、企画提案書及び見積書を次のとおり提出してください。

ア 提出期限

平成17年4月20日(水)正午まで

イ 場所

5の(2)と同じです。

ウ 方法

持参してください。

(3) 最優秀提案者の決定

企画提案書の提出後、平成17年4月22日(金)にプレゼンテーションを実施し、3の評価基準に基づき最優秀提案者を決定します。

(4) 契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議の上、契約を締結します。

7 その他

(1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プレゼンテーションの中止

天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーションを行うことができないときは、プレゼンテーションを中止します。

(4) 詳細は、企画提案参加仕様書等によります。

(5) 提出された各提案書は返却しません。

(6) 提案に要する経費については、各提案者の負担とします。

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1 箇月 3,000円
1 箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成17年4月1日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862